

# 魚津市地域クラブ活動推進計画【概要版】

## I 部活動改革の基本的な考え方

- 急激な少子化 学校の働き方改革 → 部活動改革必要 地域クラブ活動の環境整備によるスポーツ・文化芸術活動の機会の確保が急務 地域全体で支え合う仕組みづくり
- 国の改革実行期間にあわせて推進【前期:R8～R10 後期:R11～R13】 ○基本方針…教育委員会が改革の責任主体 関係者全体の理解と協力 スポーツ協会との連携強化
- 取組方針 【休日の地域展開】運動部…R8 文化部…R10 【平日の地域展開】実施済みのクラブの課題と成果を踏まえて段階的に推進<時間、場所、指導者等>

## II 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動認定制度 … 生涯にわたって楽しむ資質・能力等を育成
  - ・競技性や成果のみを求めるクラブとの区別 ・質の担保
  - 要綱の制定 認定要件の具体的な確認事項作成 認定の効果…保護者・生徒への情報提供 公的支援等
- 地域クラブ活動推進に向けた環境整備
  - 【検討組織】推進協議会 準備委員会 部活動協議会
  - 【推進体制】運営主体(事務局)…市教委 スポ協 実施主体…各認定地域クラブ
- 地域クラブ活動の適切な運営
  - 【参加者】希望する全ての中学生等を対象 選抜や強化目的の募集はしない
  - 【関係者の役割】運営主体…環境整備全般 実施主体…クラブ運営 学校…適切な学校部活動
  - 【生徒の安全・安心の確保】事故・不適切行為の防止 事故・トラブル発生時の対応、連絡体制の整備 保険加入
  - 【指導者の確保・育成】各団体からの推薦 研修受講 指導者資格取得推奨
  - 【活動場所の確保】市内中学校 旧小学校 市内体育施設等 利用調整の在り方 減免措置の実施
  - 【適正な運営】生徒のニーズに応じた取組 複数種目やレクリエーション的な活動の検討
    - 活動時間…休日 3時間程度以内 平日 2時間程度以内
    - 休養日…週2回以上 ※週当たりの活動時間 11時間以内
    - 受益者負担を原則とした参加費(国の目安) 困窮世帯への支援 保護者負担抑制の工夫
- 地域クラブ活動への参加促進
  - 小学生・中学生向けアンケート(活動状況、参加希望、参加目的、満足度等)
  - 参加促進のための広報活動(入学説明会でのプレゼン、ホームページの工夫、保護者説明会、ポスター・チラシ配布等)

## III 学校部活動の在り方

- 地域展開が進むまでの休日・平日の学校部活動の在り方
- 適切な運営のための体制整備
  - 方針と計画の作成 適切な部活動時間の設定 個人情報管理
  - 部活動指導員等の適切な配置 教員の時間外在校等時間の管理
- 適切な指導・安全安心の確保
  - 教育活動としての学校部活動の意義
  - 事故や暴力・暴言・ハラスメント等不適切行為の防止
  - 熱中症対策の徹底
- 休養日・活動時間の設定
  - 休養日…週2回以上
  - 活動時間…休日 3時間程度以内 平日 2時間程度以内
- 生徒のニーズを踏まえた環境整備 自主的・自発的な参加
  - 部活動協議会での意見 多様なニーズに応じた活動の検討

## IV その他

- 大会等への参加の在り方 中体連申請手続き 参加生徒への支援
- 教員の兼職兼業 手続きの明確化 教員本人の意思尊重
- 高等学校入学者選抜における取扱い
  - 調査書等の記載や説明への配慮 地域クラブと学校との情報共有

## 参考資料

- ①「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(R7.12 文科省) ②スポーツ事故防止ハンドブック ③スポーツ事故対応ハンドブック(R2.12 日本スポーツ振興センター)